

2013年以降の自主行動計画の取組の進め方について

平成25年12月
産業構造審議会製造産業分科会
化学物質政策小委員会フロン類等対策WG

1. 現状と新たな課題

京都議定書第一約束期間（2008～2012年）においては、代替フロン等3ガスの排出削減のため産業界の自主的な取組により、平均で基準年（1995年）比52.9%の削減を達成したところにあるが、新たに以下の課題が発生。

- ①2011年に開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）等において、2013年以降の取組における対象ガスについて、これまでの代替フロン等3ガスに加え、新たにNF3等のガスの追加合意。
- ②本年11月15日の地球温暖化対策推進本部において、環境大臣より「カンクン合意履行のための地球温暖化対策について」として、我が国の2020年の温室効果ガスの削減目標は2005年度比3.8%減とする旨報告。

2. 今後の進め方

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「京都議定書目標達成計画」については2012年をもって終了する一方、我が国は、京都議定書第二約束期間（2013年～2020年）には加わらないものの、気候変動枠組条約下のカンクン合意（COP16）に基づき、2020年における排出削減目標を策定、気候変動枠組条約事務局に登録し、隔年報告書を提出して当該目標の進捗状況等を報告し、国際的なレビューを受けることとなっている。

また、第183回通常国会において成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（2013年5月24日公布、一部規定を除き同日施行）においては、国は、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする「地球温暖化対策計画」を策定することになっている。

今後、HFCについては、オゾン層破壊物質であるCFC及びHCFCの代替として用いられ、今後ともその排出増が見込まれている。また、排出削減が進んできたPFC及びSF6についても、その代替としてNF3等が使用されてきたところにあるが、当該NF3等が2013年以降の削減対象として追加されることから、2020年までの排出削減目標を達成するためにも、従来の取組を継続するとともに、新たな対策を講じる必要がある。

よって、2013年以降においても、国際的同意や「地球温暖化対策計画」の検討等を踏まえ、これまで産業界により進められてきたフロン類に係る自主行動計画による取組みの継続を期待し、引き続き本WGにおいて排出抑制に係る取組状況及び排出実態について、フォローアップすることとする（2013年以降の取組の目標値の策定、排出実態等を踏まえたフォローアップ対象分野の見直しについては、今後の国内外の動向等を踏まえつつ要調整）。